

○ 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）（第八十三条関係）

改正案	現行
（役員の欠格事由） 第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。 一 （略） 二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わつた日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 三 六 （略） （欠格事由） 第四十七条 第四十五条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する特定非営利活動法人は、第四十四条第一項の認定を受けることができない。 一 その役員の中に、次のいずれかに該当する者があるもの イ （略） ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わつた日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ハ・ニ （略） 二 六 （略） 第七十七条 偽りその他不正の手段により第四十四条第一項の認定、第五十一条第二項の有効期間の更新、第	（役員の欠格事由） 第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。 一 （略） 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わつた日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 三 六 （略） （欠格事由） 第四十七条 第四十五条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する特定非営利活動法人は、第四十四条第一項の認定を受けることができない。 一 その役員の中に、次のいずれかに該当する者があるもの イ （略） ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わつた日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ハ・ニ （略） 二 六 （略） 第七十七条 偽りその他不正の手段により第四十四条第一項の認定、第五十一条第二項の有効期間の更新、第

五十八条第一項の特例認定又は第六十三条第一項若しくは第二項の認定を受けた者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

五十八条第一項の特例認定又は第六十三条第一項若しくは第二項の認定を受けた者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。